

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況
(令和4年9月～令和5年3月)

(案)

令和5年●月

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 16 の規定に基づき、令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間における電力・ガス取引監視等委員会の事務の処理状況を公表する。

令和 5 年●月●日

電力・ガス取引監視等委員会
委員長 横山 明彦

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況

(令和4年9月～令和5年3月)

目次

序章. 電力・ガス取引監視等委員会の体制について	4
第1章. 電力の小売・卸取引に関する取組	5
1. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査	5
1. 2. 電力取引報の公表	5
1. 3. 各種相談への対応	5
1. 4. 小売取引の監視等	6
1. 5. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の審査	9
1. 6. みなし小売電気事業者に対する監査	10
1. 7. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価	10
1. 8. 卸取引の監視	12
1. 9. 卸電力取引の活性化	16
第2章. 送配電分野に関する取組	20
2. 1. 送配電事業の監視	20
2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査	21
2. 3. 一般送配電事業者の収支状況(託送収支)の事後評価	21
2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討	22
2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視	23
2. 6. 新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度)における託送料金の審査、送配電効率化・計画 進捗確認ワーキンググループの設置、発電側課金の検討	24
第3章. ガスの小売・卸取引に関する取組	27
3. 1. ガス小売事業の登録申請に係る審査	27
3. 2. ガス取引報の公表	27
3. 3. 各種相談への対応	27
3. 4. 小売取引の監視等	28
3. 5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査	29
3. 6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価等 ..	29
3. 7. ガス卸コミットメントのフォローアップ	31
第4章. ガス導管分野に関する取組	32
4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視	32
4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査	32
4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価	33
第5章. 熱供給事業に関する取組	34
第6章. 広報、紛争処理等	35

6. 1. 広報/消費者対策.....	35
6. 2. 国際的な取組.....	35
6. 3. 紛争処理.....	36

序章. 電力・ガス取引監視等委員会の体制について

平成 27 年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「第 3 弾改正法」という。）に基づき、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すため、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会が、同年 9 月 1 日に設立された。平成 28 年 4 月 1 日より、ガス事業及び熱供給事業に関する業務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会（以下、電力取引監視等委員会、電力・ガス取引監視等委員会のいずれも「委員会」という。）に改称された。

委員会は、委員長及び委員 4 名で構成され、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣により任命され、委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされている。

委員長及び委員の任期は、電気事業法第 66 条の 8 の規定により 3 年と定められている。令和 3 年 8 月末で任期の更新があり、令和 5 年 3 月 31 日時点における委員長及び委員は以下のとおりである。

【委員名簿】

（委員長）

横山 明彦 東京大学 名誉教授

（委員）

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 教授

北本 佳永子 公認会計士

武田 邦宜 大阪大学 大学院法学研究科長・法学部長 教授

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージングディレクター

第1章. 電力の小売・卸取引に関する取組

1. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査

【本項目の概要】

- ・ 小売電気事業及び小売供給の登録について審査した結果、令和5年3月末時点での登録件数は小売電気事業 721 件、小売供給 31 件となった。

小売電気事業及び特定送配電事業者による小売供給の登録について、経済産業大臣が登録をしようとするとき、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、電気事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（電気の利用者の利益の保護の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。これらの審査の結果、小売電気事業の新規登録は 10 件となったが、廃止等が 27 件あったことを踏まえ、令和5年3月末時点での登録件数は 721 件となった。また、小売供給については、新規登録は 2 件あった一方で、廃止等はなく、令和5年3月末時点での登録件数は 31 件であった。

1. 2. 電力取引報の公表

【本項目の概要】

- ・ 電気事業者等から電気の小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

委員会は、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）に基づき、定期的に、電気事業者及び日本卸電力取引所から電気の小売取引の監視に必要な情報の報告を受けている。これらの報告を受けた情報のうち販売電力量等の一部の実績については、毎月結果を公表した。

1. 3. 各種相談への対応

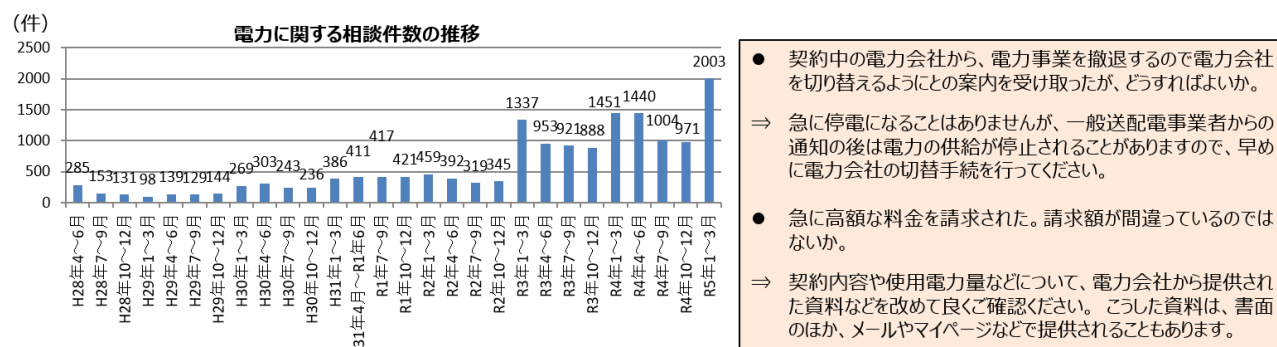
【本項目の概要】

- ・ 相談窓口（情報提供窓口）を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・指導等を行った。

委員会は、相談窓口を設置し、電気の需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。令和4年9月～令和5年3月における相談件数は 3,358 件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合には小売電気事業者に対する指導等を行った。

○相談窓口への相談件数（電気）の推移と相談事例



1. 4. 小売取引の監視等

【本項目の概要】

- 電力の小売営業に関して、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導を行った。
- 小売取引の監視等としての主な取組例として、以下のとおり、小売電気事業者に対する指導及び小売市場重点モニタリングを行った。

平成 28 年 4 月には電気の小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、委員会は、電気の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行っている。

令和 4 年 9 月から令和 5 年 3 月までの間に行った指導のうち、具体的な例としては、以下のようなものがある。

(1) 指導の例

小売電気事業者 A 社は、約 2,000 件の小売供給契約について、検針票等の書面の発行に係る手数料を誤って徴収した。当該行為は、電力の適正な取引の確保の観点から問題であることから、令和 4 年 10 月、A 社に対し、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

(2) 報告徴収の例

令和 5 年 3 月 30 日、旧一般電気事業者等が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反する行為を行っていたものとして、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた。

これを受け、同日、委員会は、電気事業法第 114 条第 2 項の規定により委任された同法第 106 条第 3 項の規定による権限に基づき、小売電気事業者 5 社に対して報告徴収を行った。

（３）小売市場重点モニタリング

小売市場における公正な競争を確保するため、小売契約のうち一定の価格水準を下回る小売契約につき小売電気事業者等にヒアリングを実施し、小売契約の内容の確認を通じて、小売市場の競争状況を把握する「小売市場重点モニタリング」を令和元年９月から開始し、その調査結果を年２回程度の頻度で公表している。

（ア）背景

電気の経過措置料金に関する専門会合（以下「経過措置料金専門会合」という。）の取りまとめ（平成31年４月23日）において、電気の小売規制料金の経過措置を解除するか否かを判断するに当たっての考慮要素の一つとして、「競争環境の持続性」が挙げられ、卸市場において市場支配力を有する事業者が、社内の小売部門に対して不当な内部補助を行い、当該内部補助を受けた小売部門が廉売などの行為を行うことによって、小売市場における競争を歪曲し、結果として、小売市場における地位を維持、又は強化するおそれがあることが指摘された。加えて、①このような不当な内部補助を防止するためには、社内外取引の無差別性を実効性のある形で確保することが最も有力で現実的な手段であること、②また「不当な内部補助」が行われているかどうかを確認するに当たっては、廉売などの行為による小売市場における競争の歪曲の有無を判断するため、具体的な小売価格についてモニタリングを行い、これらの状況を適切に把握する必要があることも指摘された。

これらの指摘を踏まえ、第38回、第40回制度設計専門会合（令和元年５月、７月）において小売市場重点モニタリングの実施方法等を検討し、それを踏まえ、令和元年９月から本取組を開始した。

（イ）調査結果

令和４年９月～令和５年３月の間では、第78回制度設計専門会合（令和４年10月）において、令和４年１月～６月に供給を開始した小売契約分について、調査の結果、個々の案件において小売単価が電源可変費を下回る案件は認められなかった旨を報告した。

（４）小売電気事業に関する制度的措置の建議

電力市場価格の高騰等に伴い、小売電気事業者の撤退等が増加したところ、第75回～第78回制度設計専門会合（令和４年７月～10月）において必要な制度的対応等について議論を行い、小売電気事業の開始時に関する事項、小売電気事業の開始後に関する事項及び小売電気事業の撤退時に関する事項について、以下の所要の制度的措置を図ることにつき、令和４年12月、経済産業大臣に建議を行った。

建議の内容としては以下のようなものである。

- 小売電気事業の開始時に関する事項
 - ・ 登録の申請に際して、「事業上のリスク要因の分析」や「当該リスク要因への対策の検討」等に関する書類の提出を求めること、それらを踏まえた３年間の事業計画の提出を求めること等を関係法令等において規定すること。さらに、登録に当たっては、上記の分析等が適切に行われていること等を確認する旨を規定すること。
- 小売電気事業の開始後に関する事項
 - ・ 「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業者が、自身の財務状況等に関する情報について、可能な範囲で、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に分かりやす

く情報提供することが「望ましい行為」である旨を規定すること。さらに、虚偽又は誤解を招く方法で当該情報を提供することは、「問題となる行為」である旨を規定すること。

● 小売電気事業の撤退時に関する事項

- ・ 関係法令等において、小売電身事業者が事業の全部を休廃止しようとする場合、需要家に対して30日以上 の周知期間を設ける必要があること、特に、より長い周知期間を確保する必要がある可能性が高いケース（特別高圧や高圧の契約を解除する場合等）は、90 日以上 の周知期間を設ける必要があること等を規定すること。さらに、当該周知に当たっては、需要家が周知内容を確実に認識するような方法を用いる必要があること、また、需要家が容易に認識できるような見やすい文字・体裁で記述する必要があること等を規定すること。
- ・ 関係法令等において、小売電身事業者が事業の一部を休廃止しようとする場合であって、電気の使用者の利益を阻害すると考えられる場合には、上に記載した周知期間の確保や適切な周知等が必要となる旨を規定すること。
- ・ 「電力の小売営業に関する指針」において、託送料金等の未払い等に伴い、小売電気事業者が、一般送配電事業者等から託送供給契約を解除される可能性を認識し、かつ当該契約解除を回避するための措置を講じることができる見込みが無いと自ら判断する場合について、小売電気事業者が需要家に速やかに周知しないことは、「問題となる行為」である旨を規定すること。さらに、当該周知に当たっては、需要家が周知内容を確実に認識するような方法を用いる必要があること、また、需要家が容易に認識できるような見やすい文字・体裁で記述する必要があること等を規定すること。
- ・ 「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業の休廃止や、料金の改定等、需要家からの苦情・問合せが増加すると見込まれる場合は、必要に応じて、苦情・問合せの処理体制を適時に見直すこと等が適切であり、こうした対応を怠ることが「問題となる行為」である旨を規定すること。
- ・ 「電力の小売営業に関する指針」において、需要家側から小売電気事業者に対し、小売供給契約の解約やそれに関連する問合せ等を行う際に、WEB やメールなどの複数の方法が利用可能となるよう、小売電気事業者が体制の整備を行うことが「望ましい行為」である旨を規定すること。

1. 5. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の審査

【本項目の概要】

- みなし小売電気事業者 7 社の特定小売供給約款の変更認可申請について、審査を行った結果を踏まえ、直近の燃料価格、卸電力市場価格及び電力先物価格を踏まえて原価等を再算定することが適切である旨を経済産業大臣に一次回答した。
- みなし小売電気事業者 6 社のレベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出について、届出の内容を確認した結果を踏まえ、本届出の内容に異存はない旨を経済産業大臣に回答した。

令和 4 年 11 月及び令和 5 年 1 月、みなし小売電気事業者 7 社（北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び沖縄電力株式会社）から経済産業大臣に対して、特定小売供給約款の変更認可申請が行われた。これを受け、令和 4 年 12 月及び令和 5 年 1 月、経済産業大臣から委員会に対して、本申請に係る意見聴取があった。

経済産業大臣からの意見聴取を受け、上記申請の内容について、第 28～39 回料金制度専門会合（令和 4 年 12 月～令和 5 年 3 月）において、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（平成 28 年 4 月制定）に照らして妥当なものであるか厳格な審査を行った。

第 37 回及び第 38 回料金制度専門会合（令和 5 年 3 月）において、直近の為替や燃料価格水準を踏まえ、燃料費等の採録期間に関する議論が行われた。この結果を踏まえ、令和 5 年 3 月、委員会は、経済産業大臣に対し、上記申請に係る原価等を算定するにあたり、直近の燃料価格、卸電力市場価格及び電力先物価格を踏まえて原価等を再算定することが適切である旨を、一次回答した。

また、令和 5 年 2 月、みなし小売電気事業者 6 社（東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社及び九州電力株式会社）から経済産業大臣に対して、レベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出が行われた。これを受け、令和 5 年 3 月、経済産業大臣から委員会に対して、本届出に係る任意の意見聴取があった。

経済産業大臣からの任意の意見聴取を受け、上記届出の内容について、第 38 回料金制度専門会合（令和 5 年 3 月）において、「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会 第三次中間取りまとめ（令和 4 年 1 月）」並びに「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20160325 資第 12 号。以下「審査基準」という。）第 2（5）及び（13）に照らして確認した。この結果を踏まえ、令和 5 年 3 月、委員会は、経済産業大臣に対し、本届出の内容に異存はない旨を回答した。

1. 6. みなし小売電気事業者に対する監査

【本項目の概要】

- みなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。

平成 28 年 4 月に電力の小売全面自由化を実施した際、低圧（家庭用等）の小売料金については、経過措置として旧一般電気事業者に規制料金（経過措置料金）を存続させることとされた。

委員会は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 21 条の規定に基づき、経過措置料金規制の対象であるみなし小売電気事業者（10 社）に対して監査を実施した。

1. 7. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

【本項目の概要】

- 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者 3 社について、変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。

電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経過措置が講じられている電気の小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

令和 5 年 2 月、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、第 36 回料金制度専門会合（令和 5 年 2 月）において、原価算定期間が終了しているみなし小売電気事業者 3 社（中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社及び九州電力株式会社）について、審査基準第 2（6）⑤に基づく評価及び確認を行った結果、今回事後評価の対象となったみなし小売電気事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨を取りまとめた（参照：第 1 図 審査基準の適用結果）。

これを踏まえ、令和 5 年 3 月、委員会は、経済産業大臣に対し、審査基準第 2（6）⑤に照らし、経過措置が講じられている電気の小売規制料金の値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨を回答した。

○料金制度専門会合の取りまとめ(令和5年2月)

第1図：審査基準の適用結果

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者3社※¹について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

※1：北海道電力、東北電力、東京電力EP、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力は、電気小売経過措置料金の値上げ認可申請中のため事後評価の対象外。

(単位：億円)

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		中部 ミライズ ※2	関西	九州	10社
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準				
	3カ年度平均① ※3	3.8%	6.8%	7.1%	
	10社10カ年度平均②				2.4%
	10社10カ年度の平均を上回っているか(①>②か)	Yes	Yes	Yes	
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準				
	2020年度末超過利潤累積額③ ※4	△1,599	△614	△136	
	2021年度超過利潤④ ※5	△397	△181	△1	
	2021年度末超過利潤累積額⑤=③+④ ※5	△1,996	△796	△138	
	事業報酬額（一定水準額）⑥ ※6	423	392	231	
	一定水準額を上回っているか(⑤>⑥か)	No	No	No	
	C 自由化部門の収支（※7）による基準				
	2020年度⑦	+109	△44	+45	
	2021年度⑧	△876	672	△140	
	2年連続で赤字となっているか(⑦<0かつ⑧<0か)	No	No	No	
評価結果		No	No	No	
変更認可申請命令発動の要否の検討対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesか。)		No	No	No	

※2：2019年度以前は旧中部電力の数値。2020年度以降は中部電力ミライズの数値を元に算出。

※3：各年度の規制部門の電気事業利益率（％）の単純平均。2019年4月から2022年3月までの3年間。

※4：2015年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額。

※5：関西電力については超過契約額（0.26億円）を当期超過利潤及び当期末超過利潤累積額に反映（減算）済み。他社は該当なし。（詳細はスライド7を参照）

※6：規制部門（特定小売供給約款に係る分に限る）に相当する事業報酬額。

※7：自由化部門の収支：自由化部門の電気事業損益。

(出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成)

6

(評価の結果)

- 審査基準のステップ1「電気事業利益率による基準」では、個社の直近3カ年度平均の利益率が10社10カ年度平均の利益率を上回る会社は、中部電力ミライズ、関西電力及び九州電力の3社であった。
- ただし、審査基準のステップ2の「超過利潤累積額による基準」又は「自由化部門の収支による基準」に照らすと、3社全てにおいて、2021年度末超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、また、自由化部門の収支が直近2年連続で赤字とはなっていないかった。
- 上記より、原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者3社（北海道電力、東北電力、東京電力EP、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

(結論)

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となったみなし小売電気事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。
- なお、上記の結論は、関西電力で確認された超過契約額（他社は該当なし）も反映して評価した結果である。

1. 8. 卸取引の監視

【本項目の概要】

- ・ スポット市場の監視を通して、中国電力株式会社が適時に公表が求められているインサイダー情報を保有していたにもかかわらずこれを公表せずにスポット市場で関連取引を行っていたことが判明したため、令和5年3月31日、同社に対し、業務改善勧告を実施した。その他、複数件の誤入札を確認したため、特に余剰全量供出が未達となった事業者に対して文書による業務改善指導を実施した。
- ・ ベースロード市場における監視の結果、令和4年9月に実施されたオークションにおいて、東日本エリアの大規模発電事業者のうち1社については、燃料費単価の見積り方法を変更し供出価格が上昇していたが、変更の適時性に関する客観的かつ合理的な説明が確認されなかったため、当該事業者に対して次回以降のオークションでの是正を求めた。その後11月に実施されたオークションにおいて、是正が確認された。

委員会は、電気の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行った。

また、四半期毎に、旧一般電気事業者及び株式会社 JERA の自主的取組や電力市場における競争状況を定点的に分析・検証した電力市場のモニタリングレポートを作成・公表した（参照：第2図 令和4年7月～9月の報告における主要指標）。

第2図：令和4年7月～9月の報告における主要指標

			今回の御報告内容	参考			
			2022年7月～9月	前年同時期 (2021年7月～9月)	2021年度 (2021年4月～2022年3月)	2020年度 (2020年4月～2021年3月)	
卸電力取引所	販売電力量に対する割合※3		39.9%	43.6%	39.9%	38.9%	
	スポット市場	入札	売り入札量前年同時期対比	0.9倍	1.1倍	1.0倍	1.1倍
		買い入札量前年同時期対比	0.9倍	1.1倍	1.1倍	1.1倍	
		約定	約定量	852億kWh	923億kWh	3,272億kWh	3,128億kWh
		約定量前年同時期対比	0.9倍	1.1倍	1.0倍	1.1倍	
		平均約定価格 (システムプライス)	24.8円/kWh	8.2円/kWh	13.5円/kWh	11.2円/kWh	
	東西市場分断発生率		31.0%	33.7%	32.1%	72.7%	
	時間前市場	約定	約定量	15.1億kWh	10.7億kWh	41.8億kWh	40.2億kWh
		平均約定価格	28.4円/kWh	8.4円/kWh	14.5円/kWh	12.4円/kWh	
	市場先渡	約定	約定量	0.03億kWh	0.15億kWh	0.47億kWh	0.27億kWh
取引相対		グループ外への供給量	140.2億kWh	156.4億kWh	—	—	
(参考) ※1	小売市場	電力量	2,172億kWh※2	2,143億kWh	8,321億kWh	8,164億kWh	
		販売電力量	438億kWh	476億kWh	1,786億kWh	1,532億kWh	
		販売電力量前年同時期対比	0.9倍	1.2倍	1.2倍	1.2倍	
		新電力シェア	19.5% (9月時点)	21.7% (9月時点)	—	—	

※1 出所：電力取引報

※2 電力取引報では、集計において事業者の過剰の負担を避けるため、販売電力量と販売額についてN-1月検計日からN月検計日前日までの実績をN月分として計上することを認めており、大衆の企業は検計日までの実績を報告しているため、実際のN月需要に対する実績とは一致しない。

※3 販売電力量に対する割合は、当該期間の平均値を示す。

電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、卸電力市場の活性化が重要である。このため、委員会は、卸電力市場の活性化に向けた取組を進めた。

(1) スポット市場の監視

委員会では、日本卸電力取引所のスポット市場への入札において不公正な取引が行われていないか、日々監視を行っている。このような監視を通して、複数件の誤入札があったことを確認した。このような誤入札に至った各事業者に対し、事実関係の調査を実施したところ、いずれの事業者にも市場相場を変動させる意図は確認されなかったものの、今後も同様の入札行動が繰り返される場合には厳重な措置があり得る旨を指摘し、再発防止策の徹底を求めるとともに、プ ースリリース等による市場参加者への注意喚起を行った。特に、余剰全量供出が未達となった事業者のうち数社に対しては、実際に約定価格が大きく変動した可能性等を考慮して、各社に対し再発防止を徹底するよう、文書による業務改善指導を実施した。さらに、このような監視を通して、中国電力株式会社が適時に公表が求められている出力低下に関する情報を保有していたにもかかわらずこれを公表せずにスポット市場で関連する取引を行っていたことが判明したため、令和 5 年 3 月 31 日、同社に対し、出力低下に関する情報を公表することなく燃料消費を抑制することを目的とした高値での買い入札を行わないよう、業務改善勧告を実施した。

また、令和 2 年度冬期に発生した電力スポット市場価格高騰の検証を踏まえ、令和 3 年 6 月 29 日以降、委員会では、電力スポット市場価格が 30 円以上となった場合には、旧一般電気事業者及び株式会社 JERA に対して入札可能量を全量市場供出していることを示すデータの提供を求め、その確認結果を速やかに委員会のホームページにおいて公開している。

さらなる情報公開の充実に向け、日本卸電力取引所では令和 5 年 2 月 20 日の同取引所ホームページ更新により、約定点付近の入札状況をより詳細に確認することが可能となっている。

(2) ベースロード市場の監視

ベースロード市場は、日本卸電力取引所に開設された市場であり、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、一般電気事業者であった小売電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、小売競争を活性化させるため、令和元年度から創設された。

「ベースロード市場ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」では、ベースロード市場の目的を踏まえ、各区域における一般電気事業者等の「大規模発電事業者」は、ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格を上限（以下「供出上限価格」という。）として、資源エネルギー庁が算定した量（供出義務量）を同市場に供出することが適当とされている。また、大規模発電事業者の小売部門のベースロード電源に係る調達価格が供出価格を不当に下回っている場合には、ベースロード市場の目的が達成されないおそれがある。

こうした観点から、委員会においては、ベースロード市場の受渡し年度の前年度及び翌年度において、適切な量及び価格が供出されているか、問題となる入札行動がなかったか、という観点からこれまで実施されたベースロード市場のオークションに関する取引内容について、監視を行った。

受渡し年度の前年度における監視の結果、各大規模発電事業者の供出量は、いずれもガイドラインで定める電力量を満たしていることを確認した。

ただし、令和4年9月に実施されたオークションにおける供出上限価格の計算にあたり、東日本エリアの大規模発電事業者のうち1社については、前回オークションから燃料費単価の見積り方法を変更し供出価格が上昇していたが、変更の適時性に関する客観的かつ合理的な説明が確認されなかったため、当該事業者に対して次回以降のオークションでの是正を求めた。

なお、当該見積り変更による約定結果への影響は確認されなかった。その後、令和4年11月に実施されたオークションでは、当該事業者の燃料費単価の見積り方法が是正されていることを確認した。

当該見積り変更を除き、各大規模発電事業者の供出上限価格は、ガイドラインに沿った方法により設定されており、供出上限価格以下の価格でベースロード市場への供出を行っていることを確認したが、燃料費の算定に関しては、価格変動リスクを非常に大きく見積り、供出上限価格ひいては供出価格が非常に高くなっている事例が確認された。

受渡し年度の翌年度における監視の結果、一部の大規模発電事業者では想定時の発電コストの中に算定の誤りが発生していたことを確認したため、当該事業者に対して注意喚起を行った。なお、当該算定誤りが供出上限価格に与える影響は僅少であり、約定結果に影響を与えるものではなかった。また、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていると考えられる事例は確認されなかった。

上記のとおり、燃料費の算定に関しては、各社の裁量の余地が大きく、供出価格への影響も大きいこと、実質的な売り惜しみにつながる可能性があることや、内外無差別性の確認が困難であることなど、様々な課題が認識されたため、第79回制度設計専門会合（令和4年11月）、第80回制度設計専門会合（令和4年12月）、第82回制度設計専門会合（令和5年2月）において制度の見直しに向けた検討を行い、同第82回制度設計専門会合（令和5年2月）において燃料費を事後清算するスキームを導入することについて、委員会から資源エネルギー庁に対して提案した。

上記提案等も踏まえ、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている制度検討作業部会において、今後の市場改善に向けた議論がされている。

（3）容量市場の監視

容量市場は、発電事業者の投資回収の予見性を高め、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力の確保や、中長期的な供給力不足に対処することを目的として、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）に創設された市場である。容量市場のオークションにおいては、市場支配力を有する事業者（以下「市場支配的事業者」という。）が、正当な理由なく、電源を応札しない又は期待容量を下回る容量で応札すること（以下「売り惜しみ」という。）並びに電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（以下「価格釣り上げ」という。）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがある。

こうした観点から、委員会においては、「容量市場における入札ガイドライン（以下「容量市場ガイドライン」という。）」に基づき、市場支配的事業者による売り惜しみや価格釣り上げについて、監視している。令和4年10月に実施された令和4年度メインオークション（対象実需給年度：令和8年度）においては、以下のとおり、問題となる行為がなかったかどうかの観点から、応札の受付期間開始前の事前

監視及び応札の受付期間終了後の事後監視を行った。

・売り惜しみの監視： 容量市場ガイドラインに基づき、売り惜しみの可能性があると判断された電源について、そのリスト及び理由の説明を求めるとともにその裏付けとなる根拠資料の提出を求め、その合理性を確認した。

・価格つり上げの監視： 容量市場ガイドラインに基づき、監視対象となった電源について、容量市場ガイドラインに沿った適切な価格で応札されているか確認すべく、応札価格を構成する人件費や修繕費等のコスト算定方法及び算定根拠の説明を求め、事実関係を確認した。

監視の結果、容量市場ガイドライン上、株式会社 JERA が応札した一部の電源を除き、問題となる行為は発見されなかった。株式会社 JERA が応札した一部の電源については、同社から、電源を稼働することで得られる他市場収益の算定を誤ったことにより、電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を上回る価格で応札した旨の報告を受け、委員会では令和 5 年 1 月 25 日に業務改善指導を行った。また、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている制度検討作業部会において、当該監視結果の報告を行った。

（４）市場間相場操縦の監視

令和元年 9 月に東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）における電力先物の上場認可がされた際、「適正な電力取引についての指針」上で市場間相場操縦の規制が明確化された。また、令和 2 年 5 月には欧州エネルギー取引所（以下「EEX」という。）においても日本の電力先物取引に係る清算サービスが開始された。

その後、令和 2 年度冬期のスポット価格高騰などを契機として、電力先物取引のさらなる活用が期待されることとなり、電力先物の取引高や取引参加者数は着実に増加している。

他方、万が一、先物市場など他の電力に関係した取引を有利にするため、スポット市場相場を変動させるような行為が行われた場合には、市場に対する不信感から現物市場の参入者が先物市場への参入を断念する事態等につながりかねず、結果として電力先物取引の活性化を阻害する結果を招きかねない。

そのため、委員会においても、商品先物市場の監視を行う当局と連携しつつ、市場間相場操縦の監視を行う重要性が高まっている。

そこで、令和 4 年 12 月、委員会は、EEX と MoU を締結し、EEX における先物取引情報の提供を受けることとなった。また、第 80 回制度設計専門会合（令和 4 年 12 月）においては、TOCOM や EEX の先物取引情報の提供を受けていることを報告した上、これでは捕捉できない取引情報については、取引を行う電気事業者に対し、不定期に報告徴収を行うこととした。

1. 9. 卸電力取引の活性化

【本項目の概要】

- 旧一般電気事業者各社及び株式会社 JERA に対して、令和 5 年度当初からの通年契約に向けて求めている実効性確保策として①交渉スケジュールの明示、②卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表、③発電・小売間の情報遮断等、の取組状況について重点的に確認し、結果を報告した。さらに、通年契約における内外無差別な卸売の評価方針を策定した。

（1）発電・小売間の不当な内部補助防止策

経過措置料金専門会合の取りまとめにおいて、電気の小売規制料金の経過措置を解除するか否かを判断するに当たっての考慮要素の一つとして、「競争環境の持続性」が挙げられ、卸市場において市場支配力を有する事業者が社内の小売部門に対して不当な内部補助を行い、当該内部補助を受けた小売部門が廉売などの行為を行うことによって、小売市場における競争を歪曲し、結果として、小売市場における地位を維持、又は強化するおそれについて指摘があった。

さらに、容量市場導入に当たっては、容量拠出金により収入を得る事業者（旧一般電気事業者及び株式会社 JERA 以外も含まれる。）の発電部門から小売部門への内部補助について、同様の議論が生じることも想定される。

これらの指摘等を踏まえ、卸市場において市場支配力を有する事業者の不当な内部補助の防止策について検討を行い、委員会は、令和 2 年 7 月 1 日、旧一般電気事業者各社及び株式会社 JERA に対して、中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うことなどのコミットメントを行うことを要請し、あわせて、コミットメントを確実に実施するための具体的な方策について、旧一般電気事業者各社及び株式会社 JERA から委員会へ報告することも求めた。

その後、同年 7 月末日までに、全ての旧一般電気事業者各社及び株式会社 JERA から、コミットメントを行うことが表明され、またコミットメントを確実に実施するための具体的方策についても報告がなされた。コミットメントについて各社の取組状況を確認するため、社内外・グループ内外の取引単価や個別の条件についてデータの提出及び説明を受ける形式でフォローアップを実施し制度設計専門会合で報告したところ、交渉機会が必ずしも内外無差別に確保されていない点、オプション価値が明確化されておらず、オプション性のある商品が必ずしも内外無差別に供されていない点、卸取引の窓口について発電部門と利害関係が必ずしも一致しているか分からない点が課題として指摘された。

以上の指摘をふまえ、第 71 回制度設計専門会合（令和 4 年 3 月）において、旧一般電気事業者各社及び株式会社 JERA に対して、遅くとも令和 5 年度当初からの通年契約に向けて①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施、②卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表、③発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等、の取組を求めているところ、これらの取組状況について、第 79 回制度設計専門会合（令和 4 年 11 月）において重点的に確認し、結果を報告した。①交渉スケジュールに関しては、7 社が HP にて公表したこと、②卸標準メニューについては、10 社が HP にて公表したこと、③情報遮断に関しては、発電・小売が一体の旧一般電気事業者全 8 社で情報遮断に関する社内規程が整

備されていることを確認した。このように、令和5年度向けの卸交渉について、多くの事業者が内外無差別な卸売の実効性確保に向け、新たな取組を開始している点は大きな前進であること、また、令和5年度卸交渉について、自社小売も参加する形の入札制やブローカー制を採用した事業者も存在し、透明性の観点から一定の評価ができると整理した。一方で、検討中の事業者や、既に取組を開始しているものの交渉スケジュールや卸標準メニューの具体的な条件を公表していない事業者も存在し、そういった事業者に対しては事後的な確認をより詳細に行うこととした。

また、第56回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和4年11月）においては、内外無差別性の確認されたエリアから順次、常時バックアップを廃止するとされた。さらに、旧一般電気事業者各社及び株式会社 JERA の現時点における内外無差別性を評価するにあたり、フォローアップに先立って、各社への確認項目と評価基準を検討し、第83回制度設計専門会合（令和5年3月）において、その評価方針について審議された。

今後の対応としては、令和5年度の通年の相対契約の内外無差別性について、前述の評価方針を基に確認・評価し、令和5年半ば頃の制度設計専門会合で審議が行われる予定である。また、引き続き旧一般電気事業者各社及び株式会社 JERA のコミットメントの実施状況について定期的なフォローアップを行い、必要な対応を検討する。

（2）スポット市場における余剰電力全量の限界費用に基づく価格での売り入札について

○過年度の取組

● スポット市場への売り入札における機会費用の計上

令和2年12月から令和3年1月のスポット市場価格の高騰を踏まえた検証に際して、燃料不足時に適切に価格シグナルを発するという観点から機会費用を反映した入札を認めることが適切である旨の指摘があった。

第66回制度設計専門会合（令和3年10月）、第67回制度設計専門会合（令和3年11月）において議論を行った結果、燃料制約が発生している、またはそのおそれがある場面において機会費用の考え方を織り込んだ入札を認めることは、市場参加者に対して価格シグナルを発する効果や発電事業者が限られた供給力をスポット市場に優先的に入札するインセンティブが生じ、売り切れ事象の発生や継続を抑制する効果も期待されることから、一定の必要性があると整理された。

当面の間は旧一般電気事業者及び株式会社 JERA が機会費用の考え方を新たに採用し、入札価格に反映した場合には直ちに委員会事務局に入札価格・数量が適切であることの根拠の説明を求めることとした上で、令和3年12月1日以降の取引について、スポット市場への売り入札における機会費用の計上を認めることとされた。

● 限界費用における燃料価格の考え方の見直し

これまで、限界費用での余剰全量供出は旧一般電気事業者及び株式会社 JERA の自主的取組として位置付けられ、詳細な設定方法やその変更については、各社による一定の裁量に委ねられていた。

令和2年12月から令和3年1月のスポット市場価格高騰に際して市場の売り入札のすべてが約定する売り切れ状態となり、不足インバランスを避けたい事業者が売り切れ状態の中で限られた玉を奪い合うスパイラル的高騰が発生していた。スポット市場への供出価格を在庫単価から追加的な調達単価を考慮した単価に見直した事業者については、燃料の追加調達が容易になるため、これを許容することによ

り、事業者の原価管理の考え方や燃料の需給状況が価格シグナルとして反映され、各社の追加調達を促す効果があると考えられる。

第 66 回制度設計専門会合（令和 3 年 10 月）、第 67 回制度設計専門会合（令和 3 年 11 月）において議論が行われた結果、事業者毎に会計上の在庫・原価の計算方法が異なるところ、一貫性の保たれた計算が行われることが必要であり、その旨及び開始時期について、開始 1 週間前までに各社 HP 等にて公開すること、加えて、入札後は直ちに委員会事務局に報告した上で説明することを前提として、事業者が原価管理の考え方を変更し、入札価格に反映することを認めることとした。

第 68 回制度設計専門会合（令和 3 年 12 月）において東北電力株式会社、株式会社 JERA、関西電力株式会社の、第 70 回制度設計専門会合（令和 4 年 2 月）において中国電力株式会社の、第 73 回制度設計専門会合（令和 4 年 5 月）において北海道電力株式会社の限界費用における燃料価格の考え方が見直され、同時点において、市場価格への大きな影響は確認されていないことを報告した。

○発電関連情報の公開及び旧一般電気事業者のスポット市場における自主的取組に関する建議

令和 2 年度冬期のスポット市場価格の高騰等を踏まえ、卸電力市場の透明性の一層の向上を図るため、発電に関する情報公開及び相場操縦行為の明確化の重要性が指摘されたことに基づき、第 377 回委員会（令和 4 年 7 月）において審議を行った。その結果、「適正な電力取引についての指針」において発電実績の公開及びスポット市場における余剰電力全量の限界費用に基づく価格での入札について以下のとおり位置付けるため、同指針を改定することについて、電気事業法第 66 条の 14 第 1 項の規定に基づき、同月付で経済産業大臣に建議し、同年 11 月付で同指針が改定された。

- 発電事業者等は、認可出力 10 万 kW 以上の発電ユニットについて、合理的な理由があると認められる場合を除き、一般送配電事業者及び広域機関が構築・運用していくシステムを通じて発電実績をユニット毎・コマ毎に実需給後 5 日以内に公開されるようにすることが望ましい旨を追記する。
- スポット市場における売り札に関し以下の内容を追記する。
 - ・ 卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましい旨。
 - ・ スポット市場においてこのような行動をしている限りにおいて、相場操縦である「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当しないものとする旨。
 - ・ 市場支配力を有する可能性の高い事業者においては余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められ、当該事業者が合理的な理由なく限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、相場操縦行為である「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することをより強く推認させる一要素となる旨。
 - ・ 上記でいう余剰電力の全量とは、スポット市場への入札時点において算定される各コマの自社供給力から、自社想定需要（自社小売需要と他社への相対契約に基づく供給量等の合計）・予備力・入札制約をそれぞれ差し引いた残りの供給力のことをいう旨。
 - ・ 上記でいう限界費用とは、電力を 1 kWh 追加的に発電する際に必要となる費用をいう旨、燃料費について卸電力市場への入札によって燃料が消費されることで将来的な需要に対応するために追加的な燃料調達を行う必要が生じるときであって当該価格・量での燃料の追加的な調達が合理

的であると客観的に確認可能な場合には燃料の追加的な調達費用を考慮し得る旨、及び、限界費用の考え方について、燃料制約の発生時においては、非両立性の関係が成立することを前提とし、当該価格・量の妥当性が客観的に確認可能な場合には、将来における電力取引の価格を機会費用として考慮し得る旨。

- ・ 上記でいう市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、継続して分断発生率の高い連系線により区分した市場において、発電容量（長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を基準として、市場シェア 20 パーセントを超える、又は、主要な供給者(Pivotal Supplier: 需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者)と判定される電気事業者（当分の間、過去5年間で地域間連系線分断率が一度でも一定の値を超える月があるか否かを基準として画定した市場において市場シェア 50 パーセントを超える発電容量を保有する電気事業者を含む）のことをいう旨。

第2章. 送配電分野に関する取組

2. 1. 送配電事業の監視

【本項目の概要】

- 令和4年9月1日～令和5年3月31日までの期間について、一般送配電事業者及び関係するみなし小売電気事業者において情報漏えい事案の発生が明らかとなったため、必要な調査を実施した上で、同事案に関する報告書を公表し、一部の事業者に対して業務改善命令を発出すべき旨を経済産業大臣に対して勧告した。

委員会は、電力の適正な取引を確保するため、一般送配電事業者の業務実施状況を監視し、託送供給等約款の不適切な運用や行為規制違反等が見られた場合には指導等を行っている。

令和4年9月1日～令和5年3月31日までの期間については、令和4年年末から令和5年初頭に、一般送配電事業者7社（東北電力ネットワーク株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社（送配電部門））において、一般送配電事業者がその託送供給業務及び電力量調整供給業務に関して知り得た新規参入事業者である小売電気事業者（以下「新電力」という。）の顧客に関する一部の情報が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者であるみなし小売電気事業者（東北電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社（小売部門））の従業員により閲覧可能な状態となっており、実際に当該みなし小売電気事業者により顧客獲得に向けた積極的な営業活動に用いられ又は顧客対応のために用いられていたことが、委員会の調査により明らかとなった。かかる情報漏えい事案の調査にあたり、委員会は、全一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者に対する緊急点検指示、情報漏えい又は情報閲覧が判明した事業者への報告徴収、関西電力送配電株式会社、関西電力株式会社、九州電力送配電株式会社、九州電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対する立入検査、情報提供受付フォームの設置その他の同事案を適切に対処するための必要な措置を講じた。

こうした調査の結果を踏まえ、委員会は、令和5年3月31日付「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案に係る報告書」を公表し、各事業者における事案に係る事実認定、法的評価及びとるべき処分の方針を報告した。

また、委員会は、上記報告において業務改善命令を発出すべきと結論付けた事業者（関西電力送配電株式会社、関西電力株式会社、九州電力送配電株式会社、九州電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社）については、同日付けで、当該事業者に対して以下の内容を求める業務改善命令を発出すべき旨を経済産業大臣に対して勧告した。

- 一般送配電事業者とみなし小売電気事業者において協議の上で、託送情報に係る情報システムの共用状態を速やかに解消する計画を立案し、経済産業大臣が指定する期日までに計画を提出すること。当該計画の進捗状況を定期的に経済産業省に報告しつつ、当該計画を実施すること。（関西電力送配電株式会社、関西電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社に対するものに限る。）
- 行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るため

の内部統制の抜本的強化策を検討し、実施すること。

- 事案の内容及び発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。

2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査

【本項目の概要】

- ・ 一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理について監査を行った。「託送供給等収支」、「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」及び「約款の運用等」を重点的に確認した。

委員会は、電気事業法第 105 条の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者 13 社に対して監査を実施した。

令和 4 年度監査においては、以下の項目を重点的に実施した。

・ 一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期未精算等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。令和 3 年度も託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期未精算等の事案が発生していることから、令和 4 年度監査においても、引き続き、再発防止の観点から、再発防止策の実施状況など「約款の運用等」を重点的に確認した。

・ 令和 2 年 12 月 28 日に電気事業託送供給等収支計算規則等が改正され、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないこととされた。この省令改正を受け、令和 3 年度の「託送供給等収支」の監査において、超過利潤計算書上、超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。）の有無及び調査方法について確認した。その結果、超過契約額が確認されたことから、令和 4 年度監査においても、引き続き、超過契約額の有無等を重点的に確認した。

・ 一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、令和 4 年度の体制整備等に関する監査において、情報管理についての監査を強化した。

2. 3. 一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価

【本項目の概要】

- ・ 託送収支の事後評価を実施した。対象事業者 10 社について、託送供給等約款の変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨を大臣に回答した。また、各社の経営効率化に向けた取組状況を確認した。

我が国の電力系統を取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩

む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応しつつ、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、第 416 回委員会（令和 5 年 2 月）、第 36 回料金制度専門会合（令和 5 年 2 月）及び第 422 回委員会（令和 5 年 3 月）において、託送料金の低廉化と質の高い電力安定供給の両立を促進すべく、経済産業大臣からの意見聴取を踏まえ、一般送配電事業者の令和 3 年度収支状況の事後評価について審査を実施した。この結果を踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成 12・05・29 資第 16 号）附則（20221021 資第 3 号）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（20221021 資第 3 号）による改正前の電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第 2（15）に照らし、対象の一般送配電事業者 10 社について託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった旨回答した。

2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討

【本項目の概要】

- 調整力公募や需給調整市場における調整力の調達等に関して、制度設計専門会合等で議論・検討を進め、「需給調整市場ガイドライン」の改正について、経済産業大臣に対して建議を行った。

（1）調整力及び追加供給力等（以下「調整力等」という。）の公募の結果及び運用状況の監視

一般送配電事業者による調整力等の公募調達は、発電事業者等の競争の結果として、コスト効率的な調整力の調達や電力市場全体としての調整力の増大を実現するための仕組みである。しかしながら、現状、調整力等として提供可能な旧一般電気事業者以外が保有する電源等が多く存在しているとは言い難く、このような状況を改善し、競争を促進していくためには、公募調達が透明性をもって行われるとともに、潜在的な応札者に対して適切な情報提供を行うことで、発電事業者等の入札参加への円滑化と拡大を図ることが必要である。

このため、委員会は、調整力等の公募調達結果を分析し、旧一般電気事業者の入札行動に問題となる点がないか、また、一般送配電事業者による調整力等の運用が、容量（kW）価格や電力量（kWh）価格に基づき適切に運用されているか監視を行った。

調整力等の公募調達結果及び運用状況の監視結果については、制度設計専門会合（令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月）に報告を行い、同制度設計専門会合において、ブラックスタート機能公募の価格規律における他市場収益の計算方法についての考え方の整理、追加供給力公募における燃料費変動リスクの扱いについて課題提起などの考え方を整理するなどの改善検討を行った。

（２）需給調整市場の監視

一般送配電事業者が電力供給区域の周波数制御、需給バランス調整を行うために必要な調整力を調達するに当たっては、特定電源への優遇や過大なコスト負担を回避しつつ、実運用に必要な量の調整力を確保することが重要となる。

このような観点から、一般送配電事業者による調整力の公募が平成 28 年から実施されることとなり、さらに、電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間取りまとめを踏まえ、需給調整市場の詳細設計を行い、一般送配電事業者が調整力を市場で調達・取引できる環境を整備することが適当であるとされた。

その後、資源エネルギー庁の制度検討作業部会や広域機関の委員会において、需給調整市場の詳細設計が進められ、令和 3 年からは再生可能エネルギー予測誤差に対応する調整力（三次調整力②）、令和 4 年度からはゲートクローズ以降に生じる需要予測誤差等に対応する調整力（三次調整力①）の取引が開始された。

需給調整市場における競争が十分でない場合、市場支配力を有する事業者が市場支配力を行使し、不当に高い入札価格等を設定することにより、不当な利益を得るといったことが起こり得る。委員会は、令和 4 年 8 月の三次調整力②の約定価格の上昇を踏まえ、令和 4 年 9 月に一部の需給調整市場取引会員に対し報告徴収を行った。取引会員からの報告内容についての分析結果及び判明した課題については、第 78 回及び第 79 回制度設計専門会合（令和 4 年 10 月、11 月）において議論・検討を行った。具体的には、 Δ kW を需給調整市場に供出するにあたり、最低出力を維持するために他のユニットの出力を下げ、その出力を下げたことにより余力が生じたユニットも需給調整市場へ入札している場合の入札金額の考え方等について整理をした。

こうした整理を踏まえ、令和 4 年 12 月に「需給調整市場ガイドライン」の改正について、経済産業大臣に対して建議を行った。

また、需給調整市場ガイドラインに基づく運用の監視及び事業者行動の背景分析のために、令和 5 年 2 月に一部の需給調整市場取引会員に対し報告徴収を行い、議論・検討を進めている。

2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視

【本項目の概要】

- ・ 制度設計専門会合において、補正インバランス料金における補正料金算定インデックスと予備率の一本化に向けた議論・検討を開始した。

計画値同時同量制度において、小売電気事業者と発電事業者は、1 日を 48 コマに分割した 30 分単位のコマごとにそれぞれ需要と発電の計画を策定することとなっている。これらの計画と実績のずれ（インバランス）については、一般送配電事業者が発電事業者等から公募により調達した電源等（令和 3 年度からは需給調整市場での調達が開始されている）を用いて調整を行い、その費用については、小売電気事業者と発電事業者からインバランス料金として回収する。このように、インバランス料金は実需給における電気の過不足の精算価格となっているが、同時に卸電力取引における価格シグナルのベースにもなっている。

令和4年度から新しいインバランス料金制度の運用を開始しており、需給ひっ迫時において、補正インバランス料金が適用されることになっている。補正インバランス料金の算定諸元として補正料金算定インデックスを用いているが、「2022年度以降のインバランス料金制度について」において、「将来的（2024年度）には補正料金算定インデックスを各一般送配電事業者等の予備率（広域予備率）と一本化することを目指す。」こととされていたところ。そのため、制度設計専門会合において、補正料金算定インデックスと予備率の一本化に向けた議論・検討を開始した。

2. 6. 新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）における託送料金の審査、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの設置、発電側課金の検討

【本項目の概要】

- 令和5年度より導入予定の新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）について、一般送配電事業者から提出された収入の見通しの関連書類及び託送供給等約款の検証・審査を行った。
- 発電側課金について、令和6年度に導入する方針が決定されるとともに、その導入に向けて制度設計専門会合で議論・検討を進めた。

（1）新たな託送料金制度における託送料金の審査

第201回通常国会において、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」が成立し、新たな託送料金制度（収入上限を定期的に承認し、その範囲内で託送料金を設定する ベニューキャップ制度）が令和5年度より導入されることとなった。

新たな託送料金制度の詳細設計については、託送料金審査や事後評価を通じて専門的な知見を有する委員会が積極的に関与していくことが必要であるとの観点から、令和2年7月に開催された総合資源エネルギー調査会持続可能な電力システム構築小委員会において、委員会と資源エネルギー庁が連携して行うものとされた。それを踏まえ、経過措置が講じられている電気の小売規制料金、託送料金の審査等をする場として設置された料金審査専門会合を、料金制度専門会合に改組し、令和2年7月より託送料金制度の詳細設計の議論を開始した。また、専門性の高い詳細な論点を議論するため、令和3年1月に料金制度専門会合の下に料金制度ワーキング・グループを設置し、検討を行ってきた。料金制度専門会合を計8回、料金制度ワーキング・グループを計6回開催し、令和3年11月までに制度設計の詳細検討を完了し、中間取りまとめを行った。その後も継続議論とされた論点や制度に係る指針案について料金制度専門会合で議論を行った。

令和4年7月、「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令」が公布されたことを踏まえ、一般送配電事業者各社から資源エネルギー庁に対して、ベニューキャップ制度に係る収入の見通しの関連書類が提出された。委員会は、資源エネルギー庁から任意の意見聴取を受け、関連書類について、第14回料金制度専門会合（令和4年7月）より必要な検証を開始していたところ、引き続き、第27回料金制度専門会合（令和4年11月）まで計14回（令和4年9月以降では第18回～第27回の計10回）の議論を行った。

一般送配電事業者は、その議論の結果及び「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等が施行されたことを踏まえ、改めて適切な収入の見通しを算定し、令和4年12月に経済産業大臣宛てに収入の見通しの承認申請を行った。承認申請があった内容について、経済産業大臣から委員会に意見の求めがあったことから、第29回料金制度専門会合（令和4年12月）において、これまでの料金制度専門会合における検証内容に加え、11月29日付けで内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から経済産業大臣宛てに提出された意見及び第28回料金制度専門会合（令和4年12月）で整理した、同意見に対する料金制度専門会合としての考え方も踏まえたものになっているかについて厳格な審査を実施し、経済産業大臣に回答した結果を踏まえ、令和4年12月に経済産業大臣により収入の見通しの承認がなされた。

その後、一般送配電事業者は、承認された収入の見通しを踏まえ託送供給等約款を定め、令和4年12月に経済産業大臣宛てに認可申請を行った。認可申請があった内容について、経済産業大臣から委員会に意見の求めがあったことから、第31、32回料金制度専門会合（令和5年1月）において厳格な審査を実施し、経済産業大臣に回答した結果を踏まえ、令和5年1月に経済産業大臣により託送供給等約款の認可がなされた。

（2）送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの設置

新たな託送料金制度が導入されるにあたり、一般送配電事業者各社は、効率化計画を含む事業計画を着実に実施していくことが求められており、その達成状況は本制度における重要な評価事項となっており、一般送配電事業者各社が投資計画を進めるにあたり、経営効率化に向けた進捗が図られているか等を確認するため、委員会は令和5年1月に、料金制度専門会合の下に、「送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ」を設置することとした。

（3）発電側課金の検討

発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、現行制度において、小売電気事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして、議論を進めてきた。

令和3年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、発電側課金については、導入の可否を含めて引き続き検討を進めることとされた。

こうした状況を踏まえ、第38回総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和3年12月）において、再エネ電源に対する発電側課金の在り方やその負担調整の在り方、更には送配電関連費用の安定的かつ確実な回収に向けて再エネ賦課金や新たな託送料金制度を通じた費用回収のあるべき姿について、改めて整理する必要があるとして、発電側課金の令和5年度の導入の見送りを決定し、令和6年度を念頭に、できる限り早期の実現に向けて、発電側課金も含めた送配電関連の費用回収の在り方に関する議論を関係審議会等で進め、令和4年中を目途に結論を得ることとされた。

以上の状況を踏まえ、発電側課金の円滑な導入に向けて検討を進め、第47回総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和4年12月）において、既認定FIT/FIP（※発電側課金の導入年度の前年度

の入札で落札した場合を含む。)については、調達期間等が終了してから発電側課金の対象とし、新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮する、非FIT/卒FITについては、事業者の創意工夫(相対契約等)の促進及び円滑な転嫁の徹底を行うこととしたほか、揚水発電や蓄電池のkWh課金については、揚水発電・蓄電池を経由した際の発電側課金の負担に鑑み、他の電源との公平性の観点から免除することとされた。また、令和5年2月に総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会の「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」において、発電側課金を令和6年度に導入する方針が決定された。

第3章. ガスの小売・卸取引に関する取組

3. 1. ガス小売事業の登録申請に係る審査

【本項目の概要】

- ・ ガス小売事業の登録について審査した結果、令和5年3月末時点での登録件数は1,360件となった。

ガス小売事業の登録について、経済産業大臣が登録をしようとするとき、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、ガス事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（ガスの使用者の利益の保護の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。これらの審査の結果、令和5年3月末時点での登録件数は1,360件となった。

3. 2. ガス取引報の公表

【本項目の概要】

- ・ ガス事業者からガスの小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

委員会は、ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）に基づき、定期的に、ガス事業者からガスの小売取引の監視に必要な情報の報告を受けている。これらの報告を受けた情報のうちガス販売量等の一部の実績については、毎月結果を公表した。

3. 3. 各種相談への対応

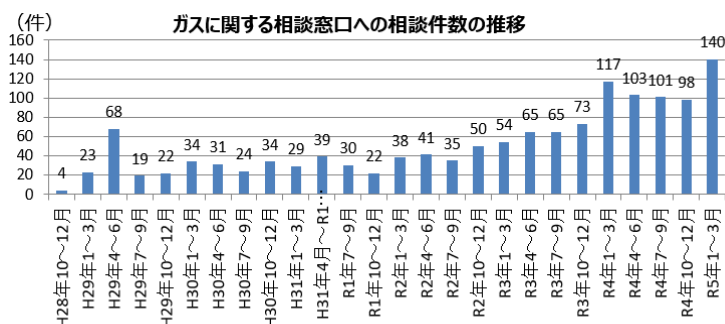
【本項目の概要】

- ・ 相談窓口（情報提供窓口）を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・指導等を行った。

委員会は、相談窓口を設置し、ガスの需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。令和4年9月～令和5年3月における相談件数は273件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合にはガス小売事業者に対する指導等を行った。

○相談窓口への相談件数（ガス）の推移と相談事例



- 電気とガスを同時契約したが、ガスの契約書面が交付されていない。

⇒ 事業者には、ガス事業法上、契約締結後に書面を交付する義務があります。なお、契約者が承諾した場合、メールや事業者のウェブサイト上のマイページなどで提供されていることもあります。お手元に書面が見当たらない場合は、契約している事業者へご確認ください。

- このガス会社と契約しているか、分らない。

⇒ ガスの検針票や、事業者からのメール・郵便物が届いていないが確認してください。口座振替やクレジットカードなどでの支払い履歴を確認することで判明する場合もあります。

3. 4. 小売取引の監視等

【本項目の概要】

- ガスの小売営業に関して、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導を行った。

平成 29 年 4 月にはガスの小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家がガス会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、委員会は、ガスの小売供給に関する取引の適正化を図るため、「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行っている。

令和 4 年 9 月から令和 5 年 3 月までの間に行った指導のうち、具体的な例としては、以下のようなものがある。

○指導の例

ガス小売事業者 A 社の取次事業者である B 社は、令和 4 年 9 月頃から令和 5 年 1 月までの間、B 社の WEB サイト上で、A 社が小売供給を行い B 社が取次事業者として需要家との間で契約を締結するガスの小売供給契約について、その料金につき実態と異なる内容の広告表示を行った。また、A 社は、当該広告表示について B 社に対する適切な指導・監督を行っていなかった。当該各行為は、A 社のガスの小売供給に係る供給条件について、需要家の理解の形成を阻害するおそれがあることなどから、A 社及び B 社に対し、ガスの適正な取引の確保を図るため、広告物の表示内容の真実性及び正確性を担保するために必要な体制を構築すること等を指導した。

3. 5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査

【本項目の概要】

- 旧一般ガスみなしガス小売事業者の業務及び経理について監査を行った。

平成 29 年 4 月にガスの小売全面自由化を実施した際、競争が不十分であると認められた地域については、小売規制料金（経過措置料金）を存続させることとされた。

委員会は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前のガス事業法第 45 条の 2 の規定に基づき、経過措置料金規制の対象である旧一般ガスみなしガス小売事業者 4 社に対して監査を実施した。

3. 6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価等

【本項目の概要】

- 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者 4 社について、変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。
- ガスの特別な事後監視の結果、令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月においては、文書指導に至るような事業者はいなかった。

（1）経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

改正法附則に基づく経過措置が講じられているガスの小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

令和 4 年 10 月、経済産業大臣及び経済産業局長からの意見聴取を受けて、第 25 回料金制度専門会合（令和 4 年 11 月）において、原価算定期間が終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者 3 社（東邦ガス株式会社、日本ガス株式会社及び南海ガス株式会社）について電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329 資第 5 号。以下、「審査基準」という。）第 2（8）④に基づく評価及び確認を行った結果、今回事後評価の対象となった旧一般ガスみなしガス小売事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨を取りまとめた（参照：第 5 図 審査基準の適用結果）。

これを踏まえ、令和 4 年 11 月、委員会は、経済産業大臣及び経済産業局長に対し、審査基準第 2（8）④に照らし、経過措置が講じられているガスの小売規制料金の値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨を回答した。

○料金制度専門会合の取りまとめ(令和4年11月)

第5図：審査基準の適用結果

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者3社（熱海ガス（※1）以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

※1：熱海ガスは、原価算定期間（2022年1月～2024年12月）が終了していないため事後評価の対象外。

(単位：百万円)

（単位：百万円）

審査基準の評価結果		本省所管	経産局所管（各局で評価）		4 社
		3月決算	3月決算	3月決算	
		東邦	日本 （関東・南平台地区）	南海	
ステップ 1	A 規制部門のガス事業利益率による基準				
	3カ年度平均 ① ※2	△8.5%	△14.1%	△2.0%	
	4社10カ年度平均 ②				△1.2%
	4社10カ年度の平均を上回っているか。（①>②か）	No	No	No	
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。	No	No	No	

※2：各年度の規制部門のガス事業利益率（%）の単純平均

(出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成)

(評価の結果)

- 審査基準のステップ1の「ガス事業利益率による基準」については、個社の直近3カ年度平均の利益率が4社10カ年度平均の利益率を上回る会社はいなかった。
- 上記より、原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者3社（熱海ガス以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

(結論)

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった旧一般ガスみなしガス小売事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

(2) ガス小売料金の特別な事後監視

第29回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会（平成28年2月）において、ガスの小売規制料金の経過措置が課されない、又はガスの小売規制料金の経過措置が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガス利用率が50%を超える事業者については、特別な事後監視として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該供給区域等の料金水準（標準家庭における1か月のガス使用量を前提としたガス料金）を、3年間監視することと整理されている。

上記の整理を踏まえ、委員会では、これらの事業者の家庭向けの標準的な小売料金について、定期的に報告を受け、料金改定の状況等を確認している。この結果、令和4年9月～令和5年3月においては、文書指導に至るような事業者はいなかった。

3. 7. ガス卸コミットメントのフォローアップ

【本項目の概要】

- ・ ガス大手3社へ対する、コミットメント遵守に関するフォローアップ結果を踏まえ、事業者に必要な対応を求めた。

平成29年4月のガス小売全面自由化後においては、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、使用者の利益を保護する必要性が特に高いとして、経済産業大臣が指定した供給区域等においては経過措置として小売料金規制が存置されていた（指定旧供給区域等の指定）。

令和2年8月、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社（以下「大手3社」という。）について、経過措置料金規制の解除基準を一部充足することが確認されたことを踏まえ、同年11月、大手3社による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除に関し、経済産業大臣から委員会に対して意見の求めがあった。

委員会での審議の結果、当該大手3社による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除を行うためには、当該大手3社から、次の意思表示がなされている必要があるものとされた。

- ・他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。

- ・他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。

- ・「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

令和3年1月、委員会が経済産業大臣に対し、上記の審議結果のとおり、大手3社の経過措置料金規制解除に当たって、大手3社より意思表示がなされている必要がある事項を経済産業大臣に対して回答したことを受け、大手3社は同年2月にコミットメントを回答し、同年10月には、東京瓦斯株式会社・大阪瓦斯株式会社に対する経過措置料金規制解除が行われた（東邦瓦斯株式会社については、ガス等の取引に関して公正取引委員会による調査を受けていることを踏まえ、その調査結果等が明らかになった後に経過措置料金規制解除の可否を判断することとされた）。

委員会では、大手3社のコミットメントが遵守されているか年に1回のフォローアップを行うこととしており、令和4年9月から令和5年3月の間では、フォローアップ結果を踏まえて、コミットメント違反が疑われる事例が存在した場合には卸取引の交渉において適正な対応を行うよう事業者を求めるなどした。

第4章. ガス導管分野に関する取組

4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視

【本項目の概要】

- 令和4年9月1日～令和5年3月31日までの期間について、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

委員会は、ガスの適正な取引を確保するため、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況を監視し、託送供給約款の不適切な運用等が見られた場合には指導等を行っている。

令和4年9月1日～令和5年3月31日までの期間について、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査

【本項目の概要】

- 一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の業務及び経理について監査を行った。「託送供給収支」及び「託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認した。

委員会は、ガス事業法第170条の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（257社）に対して監査を実施した。

令和4年度監査においては、以下の項目を重点的に実施した。

- 令和3年度監査において、昨年度に比べ指摘事項の件数は減少したものの、引き続き、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、又は単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項が80件あったことから、令和4年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。
- 令和4年4月より、一定規模以上の一般ガス導管事業を分社化するとともに、すべての一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止されたことにより、これらが適切に実施されているかなど「託送供給に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認した。

4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

【本項目の概要】

- 令和4年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、4社については、令和3年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していることを確認した。
また、3社については、令和3年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していることを確認した。さらに、基準を超過した事業者について、追加的な分析・評価として料金改定届出の内容等について分析を行った。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた者を除く。以下、本項目において「ガス導管事業者」という。）は、事業年度毎に託送収支計算書を作成・公表することとされており、その超過利潤累積額が一定額を超過した場合又は乖離率がマイナス5%を超過した場合には、経済産業大臣が託送料金の値下げ申請を命令できることとされている。このため、令和4年10月31日付けにて経済産業大臣から、同年10月27日付けにて各経済産業局長等から、ガス導管事業者の令和3年度収支状況の確認について、委員会宛てに意見の求めがあった。これを踏まえ、委員会は、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、追加的な分析・評価を行い、令和5年3月、その結果を取りまとめた。

この結果、事後評価の対象事業者147社のうち4社（仙南ガス株式会社、ENEOS エルエヌジーサービス株式会社、犬山瓦斯株式会社、中部電力ミライズ株式会社）、については、令和3年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。また、3社（広島ガス株式会社、福山ガス株式会社、山口合同ガス株式会社）については、令和3年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。これらの事業者のうち、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた、令和3年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた3社（広島ガス株式会社、福山ガス株式会社、山口合同ガス株式会社）を除き、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である旨、委員会は経済産業大臣及び経済産業局長等へ意見を回答した。

なお、令和4年12月末日が料金改定の期日とされていた事業者については、託送料金の改定の届出が行われたことを確認した。

第5章. 熱供給事業に関する取組

【本項目の概要】

- 熱供給事業の登録について審査した結果、令和5年3月末時点での登録件数は76件（136地域）となった。

1. 熱供給事業者の登録に係る審査

熱供給事業の登録について、経済産業大臣が登録をしようとするとき、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、熱供給事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。これらの審査の結果、令和5年3月末時点での登録件数は76件（136地域）となった。

2. 指定旧供給区域熱供給区域の指定

上記の熱供給事業者が供給する供給区域のうち、当該供給区域内の熱供給を受ける者が熱供給に代わる熱源機器を選択することが困難である等の理由により、当該供給区域内の熱供給を受ける者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が13事業者17供給区域を指定しており、令和4年9月から令和5年3月までの間、指定の状況について変化は無かった。

第6章. 広報、紛争処理等

6. 1. 広報/消費者対策

【本項目の概要】

- 委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施するとともに、消費者保護強化のため、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を行った。

電力の小売全面自由化開始後も、消費者が正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要である。

こうした意識のもと、委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。

また、昨年度に引き続き、消費者保護強化のため、委員会と独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を行った。

また、先述のとおり、委員会相談窓口において、消費者の小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に応じており、令和4年9月～令和5年3月における相談件数は電気・ガス合わせて3,631件であった。

6. 2. 国際的な取組

【本項目の概要】

- 海外のエネルギー規制機関と連携し、意見交換・情報収集を行った。

委員会では、海外のエネルギー規制機関と連携し、世界のエネルギー市場や制度に関する情報収集に努めている。

令和4年9月にはアジア太平洋エネルギー規制者会合インサイトセミナー（Insight Seminar of the Asia Pacific Energy Regulators Forum、以下APER）がオンラインで開催され、各国のエネルギー転換に向けた取組等について意見交換・情報収集を行った。また、令和3年11月に立ち上げられた各国・地域エネルギー規制機関が、脱炭素加速化に向け情報交換等を行う国際イニシアチブ（Regulatory Energy Transition Accelerator）に、日本から当委員会も参加することとし、同イニシアチブのワークショップ参加に向けた調査に対応した。

6. 3. 紛争処理

【本項目の概要】

- ・ あっせん及び仲裁の申請、苦情の申出はなかった。

1. あっせん及び仲裁

電気事業法の規定により、委員会は、電力取引に係る契約などについてのあっせん及び仲裁の申請があった場合には、不当な目的である場合などを除き、これを行うこととされている。

また、同様にガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、ガスの取引に係る契約及び卸熱供給に関する契約などについてのあっせん及び仲裁を行うこととされている。

紛争処理は、あっせん委員及び仲裁委員を中心に行われる。あっせん委員及び仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名される（電気事業法第35条第3項及び第36条第3項）。令和5年3月31日時点におけるあっせん委員及び仲裁委員候補者は以下のとおりである。

（委員）

- ・ 岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 教授
- ・ 北本 佳永子 公認会計士
- ・ 武田 邦宜 大阪大学 大学院法学研究科長・法学部長 教授
- ・ 圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージングディレクター

（特別委員）

- ・ 稲垣 隆一 稲垣隆一法律事務所 弁護士
- ・ 小宮山 涼一 東京大学大学院工学系研究科 教授
- ・ 田中 誠 政策研究大学院大学 教授
- ・ 堤 あづさ 公認会計士
- ・ 西川 佳代 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授
- ・ 林 泰弘 早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授

令和4年9月～令和5年3月の期間において、あっせん及び仲裁の申請はなかった。